公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年７月21日から２か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年７月 30 日

佐賀地方法務局長　持田　弘二

記

氏名　米満　安浩
所属する司法書士会　佐賀県司法書士会
登録番号　佐賀第180号
事務所の所在地　佐賀市神野東四丁目１番15号
違反行為　業務外行為等

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第２号の規定に基づき、平成27年７月21日から２か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年７月 30 日

佐賀地方法務局長　持田　弘二

記

氏名　司法書士法人ＭＣＰ
所属する司法書士会　佐賀県司法書士会
登録番号　44第00003号
主たる事務所の所在地　佐賀市神野東四丁目１番15号
違反行為　業務外行為等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 30 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年７月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　井関農機株式会社　代表取締役　木村　典之　東京都荒川区西日暮里５－３－14　国土交通大臣許可（特－27）第4066号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び機械器具設置工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成27年７月31日から平成27年８月29日までの30日間
４　処分の原因となった事実　井関農機株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成22年６月30日から平成25年11月19日までの間に、農業協同組合等が北海道の区域を除く全国において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成27年３月26日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 30 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

１　処分をした年月日　平成27年７月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本車輌製造株式会社　森村　　勉　愛知県名古屋市熱田区三本松町１－１　国土交通大臣許可（特－24）第1512号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び機械器具設置工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成27年７月31日から平成27年９月28日までの60日間
４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成22年６月30日以降、農業協同組合等が北海道の区域を除く全国において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等（福井県経済農業協同組合連合会が施主代行業務を提供する工事を除く）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成27年３月26日に同法第７条の２第18項の規定に基づく通知を受けた。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 30 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成27年７月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クボタ　代表取締役　木股　昌俊　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47　国土交通大臣許可（特－24）第2275号